

令和 3年 2月26日 中央区立日本橋小学校 養護教諭

寒い日もありますが、あっという間に春の訪れを感じる季節となりました。 先日、家の梅の木に咲いていた花の蜜を食べに緑の小鳥が留まっていました。 もうすぐ、つくしやヨモギが生えだし、小さな水色の花、オオイヌノフグリが咲きます。 令和3年度は少しでも外で元気に行動できるようになればいいなと思います。

3月 保健行事

6年生 卒業前発育測定 3月 1日(月)午前中 保健室

注意事項:体育着で行います。髪を頭頂部で結ばない・とめないこと。

※ 後日健康カード等をお返しいたします。

卒業後、「6年間の身長・体重の報告を病院にするため教えてください」などの問い合わせが保護者の方からありますが、現在はデータ入力されますので、卒業されますと年度が変わり データは消えます。健康カードを大切に保管してください。

新学期の準備

新学期に向けて御準備される時期となりました。

成長期のお子さんは身長がのびるため、靴のサイズは数ヶ月で変わります。

小さな靴のままですと足の指が曲がることがあります。また、大きな靴ですと外反母趾の原因となり、また関節を痛めたりします。是非一度外履きと上履きの様子を御覧ください。

そして女子に気を付けていただきたいこともあります。成長と共に体育着を着たときに胸が 目立つことがあります。自分からは相談できないこともありますので御家庭でも体の成長につ いて少しお話してみてください。

スポーツ振興センターについて

毎年4月にスポーツ振興センターについてプリントを配布いたしますが、最近問い合わせや「子ども医療証」を使用されての申請を依頼されることがありますのでお知らせいたします。

- ① スポーツ振興センターの加入代金は、公立小中学校の場合は区教育委員会が支払って おります。
- ② 学校管理下でのケガとは、学校の教育計画に基づく授業時間・校外活動・宿泊行事・クラブ活動・登下校などです。
- ③ 申請の仕方は、上記管理下でのケガによる病院受診をされた時、子ども医療証は使用 せず、3割負担を行う。しかし、医療点数が合計で500点(1500円)を超えない場 合は申請の対象外のため子ども医療証を使用する。

- ④ 手続きは、病院に行かれ、3割負担をされましたら学校に書類がありますので連絡をください。その中に医療機関に記入していただく用紙と保護者に記入していただく用紙が入っております。医療機関は病院か接骨院かによっても用紙が違いますので、連絡をくださる時は必ず掛かった医療機関名をお知らせください。
- ⑤ 学校に書類を提出されてから養護教諭が入力にて手続きをし、教育委員会へ書類を送り、スポーツ振興センターへ申請され、審査を受けて給付されるか決定します。受諾されると数ヶ月で給付金が下りてきます。学校から連絡がありましたら、給付金を取りに印鑑をお持ちになってお越しください。
- ⑥ 学校管理下で起きたケガでも申請できない場合があります。 登下校中の交通事故は、相手の方との話し合いになります。 学校内でのケンカによるケガでは、学校管理下でも高学年になり、必要なまでも相手にケガをさせてしまった場合は示談となります。学校外で学校外の人と起きたトラブルも同じように示談となります。

以上の他にもありますが、何か質問などありましたらいつでも御連絡をください。

3月は耳を大切に

3月3日はひな祭りですが、「耳の日」でもあります。

御家庭でのテレビの大音量やイヤホーンによる音楽をずっと聴いていることなどないようにしましょう。感覚を養うためには外を散歩するときは外の風を聞きましょう。きっと小鳥の声も聞けると思います。



